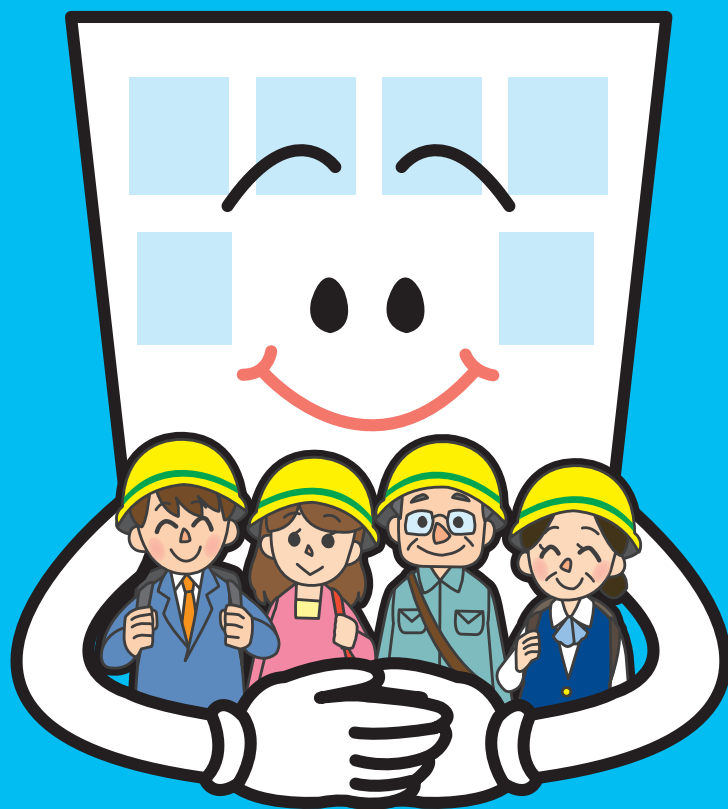


災害時 一斉帰宅 の抑制

横浜市一斉帰宅抑制
賛同事業者募集中!



従業員を帰宅困難者に
させないために!!



帰宅抑制の必要性を知っていますか?

大規模災害発生時に、
従業員の一斉帰宅を抑制するのは
事業者の責務です。



「むやみに移動を開始しない」という 基本原則の周知・徹底をお願いします。

公共交通機関の運行停止等により、帰宅困難者等が自宅に向けて一斉に帰宅をはじめた場合、路上や駅周辺は非常に混雑し、集団転倒の発生や、落下物により死傷するおそれがあるなど、大変危険な状態となることが考えられます。

また、大規模な道路渋滞をひきおこし、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急対策活動が妨げられるおそれもあります。

それらを防ぐためには、従業員の一斉帰宅を抑制することが重要です。



平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、鉄道等を使って通勤通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、横浜駅周辺において約 3 万人、首都圏において約 515 万人に及ぶ帰宅困難者が発生しました。

その際、早期帰宅を開始した人たちの多くの理由として、企業等の管理者から帰宅するよう指示があったことが分かりました。

そのため、企業等における従業員等への適切な指示が、一斉帰宅抑制には重要です。

一斉帰宅に関する事業者の責務については、条例で定めています。(7 ページ)



東日本大震災(平成23年3月11日)発生時の横浜駅周辺の様子

従業員が施設内に留まれるように、 3日分の水・食料等の備蓄に努めましょう。

発災時の被救助者の生存率は4日目以降激減することから、発災後3日間は救助・救出活動を優先させる必要があります。そのため、従業員の一斉帰宅が救助救出の妨げとならないよう、発災後3日間は企業等が従業員を施設内に待機させて頂くよう、ご協力をお願いします。

備蓄の目安

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水は、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食は、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布は、1人あたり1枚
- (4) その他の品目は、物資ごとに必要量を算定



3 備蓄品目の例示

- (1) 水：飲料水
- (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
 - ※ 1 水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要があります。
 - ※ 2 低アレルギー食品の備蓄にも配慮してください。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー・歯磨き用品等）
 - ・敷物（ビニールシート等）・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池・救急医療薬品類

3日分の備蓄を行う場合、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいた帰宅困難者など）のために、10%程度の量を余分に備蓄することも検討してください。

安否確認・情報収集手段を確保しましょう。

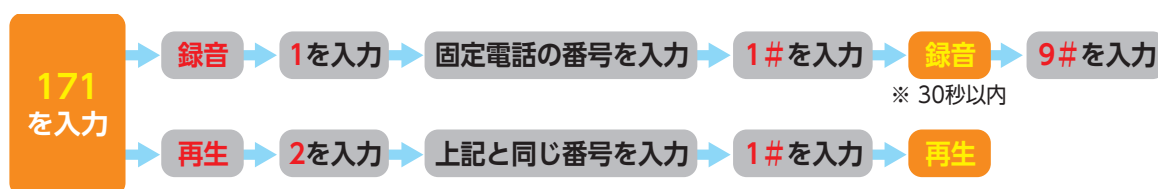
発災時における従業員との連絡の手段・手順をあらかじめ決めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員へ周知しておきましょう。

また、防災情報を素早く入手するために、防災情報 E メールや Twitter アラートの登録をお勧めします。



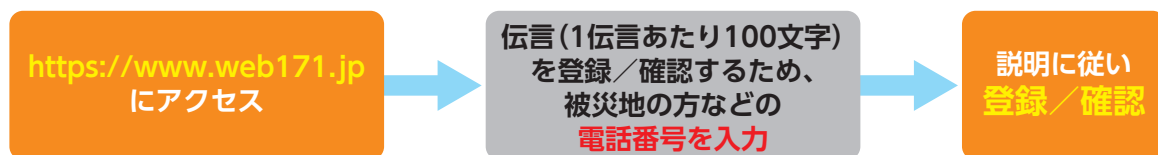
災害用伝言ダイヤル（171）

固定電話等を使って被災地の方の安否情報を確認する『声の伝言板』です。



災害用伝言番（web171）

パソコンや携帯電話等を使い被災地の方の安否情報を確認する『web 伝言板』です。



※「毎月1日、15日」には、災害用伝言ダイヤルと災害用伝言板を体験利用することができます。

防災情報を確認する～横浜市防災情報 E メール～

パソコンや携帯電話から事前に登録いただいた方に、地震、津波、気象警報・注意報、河川水位、緊急のお知らせなどを送信します。右記二次元コードや下記メールアドレスに空メールを送信すると、登録案内メールが届きます。

横浜市防災情報 E メール：entry-yokohama@bousai-mail.jp



Yahoo! 防災速報

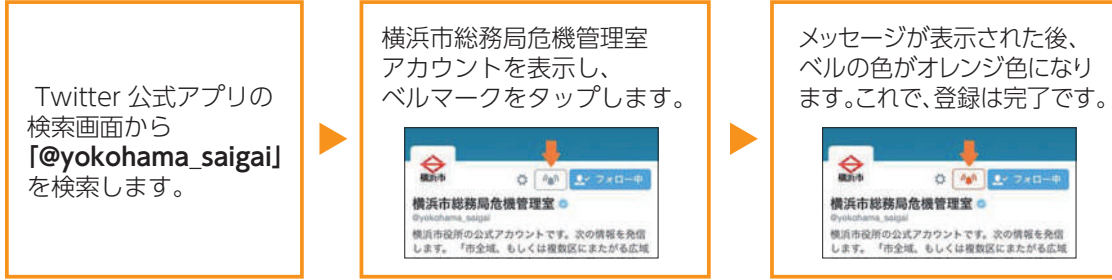
スマートフォンから利用できる「アプリ版」をダウンロードするか、パソコンや従来型の携帯電話から利用できる「メール版」にご登録いただくことで、横浜市からの防災緊急情報を受信できます。右記二次元コードや下記 URL からご登録いただけます。

登録方法：<https://emg.yahoo.co.jp/>



Twitter アラート

横浜市では、プッシュ通知で受け取ることが出来る Twitter アラートを活用して、災害発生時などに緊急のお知らせなどを発信します。



緊急速報メール

災害時などの緊急時において横浜市内のエリアにある緊急速報メールに対応した携帯電話（NTT ドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイル）に対し、横浜市の災害情報や避難情報などを一斉に配信します。こちらは登録が不要です。

従業員が帰宅困難者になってしまったら。

従業員が、施設の被災によって留まることが困難になったり、外出中に災害に遭ってしまうなど、図らずも帰宅困難者になってしまった時は、**災害時帰宅支援ステーション**や**一時滞在施設**を利用しながら、安全に帰宅できるよう日頃から周知しておきましょう。

災害時帰宅支援ステーションの利用

大地震が発生すると、コンビニエンスストアやファーストフード店、ガソリンスタンドなどが徒歩帰宅を支援します。右のステッカーが災害時帰宅支援ステーションの目印です。

こんな支援をしてくれます！

- ・水道水・トイレの提供
- ・休憩場所の提供
- ・地図やラジオ等を基にした道路情報の提供

※ 被災状況や立地などによりサービスを提供できない店舗もあります。



帰宅困難者一時滞在施設の利用

横浜市では、帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。一時滞在施設では、トイレや水道水の提供を受けることができ、「一時滞在 NAVI」を使って近くの施設を検索することができます。ブックマークに登録しておきましょう。



◀携帯電話版
<http://www.city.yokohama.lg.jp/b-m/>



◀スマート・フォン版
<http://www.city.yokohama.lg.jp/b-sp/>



詳しくは、**横浜市 帰宅困難者対策**

検索

クリック

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/kitaku/>

ご賛同事業者募集 !!

震災災害発生時に、帰宅困難者の発生を抑制するための取組等を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」について、**その趣旨に賛同し、取組を推進する事業者を募集**しています。

ご賛同いただいた事業者については、ホームページ等で紹介していきます。

平成 29 年 10 月 26 日時点 108 事業所が賛同

一斉帰宅抑制の基本方針

<基本的考え方>

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠です。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があります。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底します。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）は一斉帰宅抑制に努めます。

<具体的な取組>

（従業員等の待機・備蓄）

企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等^{*1}を一定期間事業所内に留めておくよう努めます。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分^{*2}の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めます。

（大規模な集客施設等での利用者保護）

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設^{*3}やターミナル駅等^{*4}において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めます。

（従業員等を待機させるための環境整備）

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めます。

（事業継続計画等への位置づけ）

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知することに努めます。

（安否確認）

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知することに努めます。

（訓練）

企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うことに努めます。

※1 従業員等

事業所内で業務に従事するもの（雇用形態は問わない）は含みますが、来所者は含みません。

※2 3日分

首都直下地震等の発災後 72 時間は、被災者の救助・救急活動、消火活動等の災害応急活動が優先されることから、その間は、帰宅困難者等による混乱や事故を防止するため、従業員等を事業所内に留めることが望ましく、そのために必要な備蓄は3日分です。

※3 大規模な集客施設

災害発生時に、利用者を施設外に出した場合、大量に帰宅困難者等が発生し、混乱や事故等を招くおそれのある施設を想定しています。具体的には、百貨店、展示場、遊技場等です。

※4 ターミナル駅等

鉄道等の営業上の起終点となる駅や乗換駅等で、地震発生時に帰宅困難者等による混乱・混雑が予想される駅を想定しています。

「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者として登録される事業者は、賛同文に必要事項を記載のうえ、ご提出をお願いします。

詳しくはホームページをご覧ください。

横浜市一斉帰宅抑制

検索

クリック

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/kitaku/sandouboshuu.html>

賛同していただいた事業者には

- ・ 賛同証の交付（額付き）
- ・ 市ホームページへの事業者名の掲載を行います。



賛同証イメージ

災害時一斉帰宅抑制に関する根拠法令

横浜市震災対策条例（抜粋）

第4章 事業者の責務

（帰宅困難者対策）

第21条

3 事業者は、震災が発生した場合において、公共交通機関が運行を停止し、当分の間、その復旧の見通しが立たないときは、従業員等が当該事業者の施設内に待機することができるよう、当該施設の耐震化等従業員等が安全に待機することができる環境を整備し、従業員等が一斉に帰宅することの抑制に努めるとともに、市が行う帰宅困難者対策に協力するよう努めるものとする。

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例（抜粋）

（従業員の一斉帰宅抑制等）

第13条 事業者は、災害時において、公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しがないときは、従業員等の安全を確保するため、従業員等に対する事業所内での待機の指示その他の必要な措置を講じ、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による従業員等の待機を維持する上で必要となる事業所内の環境を整備するとともに、少なくとも3日分の従業員等のための食料、飲料水等の生活物資を備蓄しておくよう努めなければならない。

賛同事業者様の声（取組事例）

【神奈川学園中学・高等学校】

東日本大震災当日は 300 名を超える生徒・保護者・卒業生・教職員が宿泊しました。このような時には「学校に留め置く」方針ができていたので、防災毛布の使用、調理室を利用しての炊き出しなど十分な手当てができました。何よりも教師と高校生が炊き出し（おにぎり・豚汁）の準備をしましたが、「まずは中学 1 年生から食べて」と上級生から自然に声がかかったのは忘れられない思い出です。また、以前から取り組んでいた「緊急携帯メール」は保護者へ生徒の安否を伝えるのに大変意味のあるものでした。

これまでも「簡易トイレ」「防災毛布」「飲料水」「医薬品」などを校内 3 カ所の倉庫に分散収納してきましたが、この時の教訓から、発電機の拡充、食料備蓄を 5 食に増やす、防災毛布に加え寝袋を 650 個購入、スマホ充電器の拡充などしてきました。



平成23年3月11日の炊き出しの様子



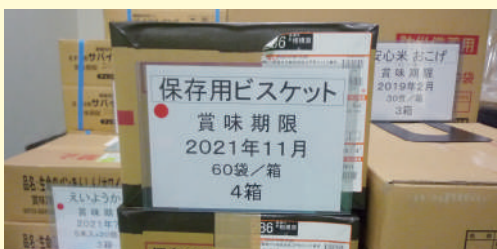
備蓄食料、諸備品の一部

【パナソニック株式会社 神奈川事業所】

～県内で一番大きな拠点となる佐江戸地区の取組み～

災害時の一斉帰宅抑制の基本方針に賛同し、事業場内にて備蓄倉庫を整備し、従業員約 4,000 人の 3 日分となる飲料水や食糧の備蓄をしています。飲料水などの備蓄品は品名・数量・賞味期限の掲示管理を行うとともに、毛布や簡易トイレ・発電機などの緊急用品も備蓄しています。

また、消防署の方々にもご協力いただき、自衛防災隊の訓練や災害時の初動対応訓練として「炊き出し訓練」「簡易トイレの組み立て訓練」なども実施しています。



備蓄倉庫



炊き出し訓練の様子

横浜市総務局危機管理室危機管理課

平成29年12月

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1
TEL 045-671-4358 FAX 045-641-1677
Eメール so-kikikanri@city.yokohama.jp

